

事業所における自己評価結果(公表)

公表：令和 4 年 9 月 15 日

事業所名 ミリミリ目黒

		チェック項目	はい	いいえ	無回答	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	8		1	バギーの置き場の工夫と環境整備徹底	収納スペースが少ないため、大きな荷物はレンタルルームに収納しスペース確保に努めた。
	②	職員の配置数は適切である	7	1	1		
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	8		1	トイレがわかりやすい様にイラストを使用しマークを作成	活動環境がわかりやすくなる様に、必要に応じて写真の提示やマークなどを今後も利用していく
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	9			通所開始前後での清掃徹底個々に合わせた活動時のスペース確保を行う	
業務改善	⑤	業務改善を進めるための PDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	9			ミーティング時、日々の振り返りを行う。主担当を決め、3ヶ月に1回個々の目標設定と振り返りも実施している。	
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	9			昨年同様、年 1 回の評価表を配布し評価を実施	送迎時他、LINE や電話のツールを利用しモニタリングを実施。また、コロナの状況を見ながら父母参観も行い、意向を確認して業務が円滑に進むように努めた。
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	9			HP にて情報公開実施、事業所内会報として「ミリミリ目黒通信」を 3 ヶ月ペースで発行。	ペーパーレス化の為、事業所会報はメールでの送信へ変更。必要があれば紙でのお渡しも可能とアナウンスした。
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	4	1	4		外部評価は未実施
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	9			毎月の全体ミーティングにて勉強会係と相談しテーマを決め実施	コロナ禍にて現地での研修は出来兼ねたが、zoom での研修の参加あり。全体会での勉強会でテーマを募って、非常勤スタッフも参加ができる様に配慮した。
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	9				個性性を重視し全体会や療育ミーティングでの見直しの実施を行った。
	⑪	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	7		2		発達過程表を活用しアセスメントを行っている。
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	9				定期的の個別支援計画の内容を見直し、ガイドラインに沿った支援内容を設定している。
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	9				
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	9				
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	9			活動終了毎にプログラムの見直しを実施。写真撮影をし、振り返りの際にどのような事をおこったかを再度確認。固定化されないよう工夫をしている。	
⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している	9					

17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	8	1		朝礼、終礼時に打ち合わせをし情報共有と確認をしている。	前日、翌日の役割分担について話し合うが非常勤スタッフの参加が難しい状況。共有不十分であったようなので情報共有の仕方を再度構築していく。
18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	9			朝礼、終礼時に打ち合わせをし情報共有と確認をしている。	
19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	9				
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	9				

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	9				児発管が参加。 現在はコロナ禍にて SNS の利用での参加。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	7	1	1		必要に応じて対応している。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	9				
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	9				新入児についての申し送りが不十分でヒヤリハットがあった。初回利用時の保護者に聞き取りを強化し、緊急時対応が出来るようにしていく。主治医からの指示書を元に緊急時の対応整備も引き続きしていく。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	8		1		特別支援学校より、情報共有を求められ施設内での様子を見学頂いたり資料作成し情報共有をした。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	9			特別支援学校との連携をはかる	特別支援学校より、情報共有を求められ施設内での様子を見学頂き情報共有をした。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	3	3	3		児童発達支援事業所との連携はあったが、助言や研修を行なう場がなかった。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	2	7			コロナ禍にて未実施。交流ははかれていないが、近隣の幼稚園より笹の葉を譲ってもらった。コロナが落ち着いたら交流がはかれると良い。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	5		4		ZOOM 利用・可能な場合は現地にて1ヶ月毎の部会実施。参加可能日には参加し情報交換をしている。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	9				
保護者への説明責任等	31	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	8		1		契約時、丁寧な説明を心がけ実施している。
	32	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	9				
	33	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	9			SNS でタイムリーに保護者からの相談に応じている。	必要時には、お声掛けし面談実施。
	34	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	3	3	3		予定をしていたがコロナ禍にて今年度の実施は未実施

	③⑤	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	8		1	SNSでタイムリーに保護者からの相談に応じている。	必要時には、お声掛けし面談実施。
	③⑥	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	9				
	③⑦	個人情報の取扱いに十分注意している	9				
	③⑧	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	9				
	③⑨	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	1	6	1		コロナ禍にて未実施
非常時等の対応	④⑩	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	9				
	④⑪	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	9				
	④⑫	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	9			初回利用時の聞き取りやフェイスシートの活用実施	
	④⑬	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	9				
	④⑭	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	9			月毎に事故対策委員がまとめ、振り返りと考察を実施	
	④⑮	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	8		1		今年度より、法人内での虐待防止委員を立ち上げ始動開始。
	④⑯	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	3	4	2		現在、該当する事例はないが、拘束についてのガイドラインの取り決めをしていくと共に勉強会の実施も取り入れていく。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。